

受注型企画旅行条件書

観光庁長官登録旅行業第67号
株式会社 
一般社団法人日本旅行業協会 保証社員

◎お申込の際は、この旅行条件書を必ずご一読いただきますようお願い申し上げます。
◎この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 受注型企画旅行契約

(1)「受注型企画旅行」とは、株式会社トラベル日本(以下「当社」といいます。)が、お客様からの依頼により旅行の目的及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容ならびにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいい、お客様は当社と受注型企画旅行契約(以下「契約」といいます。)を締結することになります。
(2)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)を受けることができるように、手配し旅程管理をすることを引き受けま

2. 旅行契約のお申し込み

(1)当社が、お客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書(以下「申込書」といいます)に所定の事項を記入のうえ、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。
(2)当社へ通信契約のお申込をしようとするお客様は、前項の規定にかかわらず、会員番号等を当社に通知しなければなりません。
(3)現在健康を損なわれているお客様、慢性疾患、妊娠中の方、または、障害をお持ちのお客様で、車椅子の手配等、特別の配慮を必要とする場合は、その旨を旅行のお申込時点でお申し出ください。(お申し出がない場合は、特別の手配が出来ない場合がありますのでご了承願います。)当社は、可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
(4)当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
(5)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
(6)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務又は義務について

は、何らかの責任を負うものではありません。
(7)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。
(1)お客様がたのお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
(2)当社の業務上の都合があるとき。
(3)通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
(4)お客様が次の①から③までの何れかに該当した場合は、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。
①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

4. 契約の成立時期

(1)契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立するものとします。
(2)当社は、契約責任者と契約を締結する場合、書面による特約をもって申込金の支払いを受けることなく契約の申し込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立致します。
(3)申込金は、旅行代金、取消料、その他お客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
(4)通信契約は、(1)の規定にかかわらず、お客様の申し込みを受けて、当社が当該申し込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知がお客様に到着した時に成立するものとする。

5. 契約書面の交付

当社は、契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。尚、本旅行条件書についても契約書面の一部とします。
(2)契約書面を交付した場合において、当社が企画旅行契約により手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスは、前項の契約書面に記載するところによります。

6. 確定書面

(1)契約書面において、確定された旅行日程および運送もしくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当

該契約書面において利用予定の宿泊機関および表示上必要な運送機関の名称を列挙した上で、当該契約書

面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解約の

申し込みがなされた場合にあっては、旅行開始日)までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況

を記載した確定書面を交付します。

(2)前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交

付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

(3)確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確

定書面に記載するところに特定されます。

7. 旅行代金のお支払い期日と旅行代金の変更

(1)旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は、旅行出発までの当社が定める

期日までにお支払ください。

(2)利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・

料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その差額だけ

旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は、旅行出発日の前日

から起算してさかのぼり15日目に当たる日より前に通知するものとし、適用運賃・料金が減額された場合は、その

差額だけ旅行代金を減額します。

(3)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契

約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところ

により旅行代金の額を変更することがあります。

8. 旅行契約内容の変更

(1)お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は、可能な限りお客様の求めに応じます。この場

合、当社は旅行代金を変更することがあります。

(2)当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与しえない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に理由を説明します。

9. 契約の解除・お客様の解除権

(1)お客様からの企画料金または取消料をいただく場合

①お客様は、企画書面記載の企画料金または取消料をお支払いいただくことにより、いつでも契約を解除するこ

とができます。

ただし、解除の申し出は、当社の営業日、営業時間にお受けします。

②当社の責任とならない各種ローン取扱手続上及びその他の渡航手続上の事由によるお取消しの場合も、記

載の企画料金または取消料をいただきます。

◎国内旅行に係る取消料(貸切船舶を利用する場合を除く)

取消日(契約解除の日)		取消料(お一人)
次に掲げる場合以外の場合 (企画書面にて企画料金の金額を明示した場合に限る)		企画料金に相当する額
旅行開始日の前日から起算して さかのぼって	20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降	旅行代金の20%
	7日目に当たる日以降	旅行代金の30%
旅行開始日の前日		旅行代金の40%
旅行開始日当日		旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加		旅行代金の100%
備考 取消料の金額は、契約書面に明示します		

◎海外旅行に係る取消料

(日本出国時又は帰国時に航空機を利用する場合(貸切航空機、船舶利用を除く))

取消日(契約解除の日)		取消料(お一人)
次に掲げる場合以外の場合 (企画書面にて企画料金の金額を明示した場合に限る)		企画料金に相当する額
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30日目にあたる日以降3日目に当たる日まで		旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降		旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加		旅行代金の100%
備考 取消料の金額は、契約書面に明示します		

◎国内旅行における貸切船舶の利用、海外旅行における貸切航空機、船舶利用の場合の取消料は、当社旅

行業約款受注型企画旅行契約の部(以下「約款」といいます。)の別表第一によります。

(2)お客様から企画料金または取消料をいただかない場合

お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金また取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

①旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。

- 旅行開始日または終了日の変更
- 入場する観光地、観光施設、その他旅行の目的地の変更
- 運送機関の種類又は会社名の変更
- 運送機関の「設備および等級」のより低いものへの変更
- 本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更
- 本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更
- 宿泊機関の種類または名称の変更
- 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更

②旅行代金が増額されたとき。

③公共機関の発した情報など客観的な情報から、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の

中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

④当社がお客様に対し、期日までに確定書面をお渡ししなかったとき。

⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

⑥旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領するこ

とができなくなったとき、または当社がその旨を告げたとき。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によ

らない場合には、旅行代金のうち旅行サービスを受領することができなくなった部分に係る金額から、当該旅行

サービスに対して取消料、違約料その他すでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金

額を差引いたものをお客様に払い戻します。

10. 旅行契約の解除－当社の解除権(旅行開始前)

当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に契約を解除することができます。

①契約書面に記載する期日までに旅行代金が支払われないとき、当該期日の翌日においてお客様が受注型

企画旅行契約を解除したものとします。今場合において、お客様は当社に対し、企画書面記載の企画料金また

は取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

②お客様が、病気、必要な介助者の不在その他事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

④お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

⑤スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したも

のが成就しないおそれが極めて大きいとき。

⑥天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与しえない事由が生じた場合において、契約書面に

記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

⑦旅行日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報を出され

た場合は、当社は原則として旅行催行を中止いたします。ただし、お客様の安全確保について適切な対応が講

じられると判断した場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行を

お取消しになられるときは、所定の取消料の対象になります。

⑧お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

⑨お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

⑩お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

11. 旅行契約の解除－当社の解除権(旅行開始後)

当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、契約の一部を解除することがあります。

①お客様が、病気、必要な介助者の不在その他事由により、旅行の継続に耐えられないとき。

②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない場合、またこれらの者もしくは

同行する他の旅行者に対する暴行もしくは脅迫などにより、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実

施を妨げるとき。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与

しえない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能になったとき。

④外務省の渡航情報で渡航地について「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出されるとき。

⑤お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

⑥お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

⑦お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(2)解除の効果及び払戻し

当社が前項の規定に基づいて契約の解除を行った時は、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する

契約は有効に履行されたものとします。この場合、当社は、旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用の部分から当社が当該サービス提供者に支払い又はこれから支払

わなければならない取消料、違約金その他の名目による費用を差引いて払戻します。

(3)解除後の帰路手配

本項(1)①、③又は④により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、出発地に戻るため

に必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用はお客様の負担となります。

12. 旅行代金の払戻しの時期

(1)当社は、第7項(2)(3)、第9項及び第10項の規定により、お客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、

旅行開始前の解除の払戻しにあつては、解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除

による払戻しにあつては、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該

金額を払戻します。

(2)通信契約による旅行契約が解除された場合の払戻しについては、当社およびお客様のいずれについても

提携会社のカード会員規則に従って払戻します。

13. 添乗員と旅程管理

(1)当社は添乗員が同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行に関しては現地係員

が旅
行を円滑に実施するために必要な業務を行いません。なお、この業務は、旅行日程表に当社又は手配代
行者
等の緊急連絡先を記載し、お客様のご連絡を受けてから行う場合もあります。

- ②お客様は、旅行を円滑に実施するため添乗員又は現地係員の指示に従っていただきます。
- ③添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。

(2)当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し以下の業務を
行い
ます。

①お客様が旅行中に旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められる場合は、旅行契約
に従っ
た旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。

②前①の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの
手配を
行います。

③前②の代替サービスの手配を行うにあたり、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の
旅行
日程の趣旨にかなうものとなるよう努め、又旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービ
スが
当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努める等、旅行契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力
しま
す。

14. 当社の責任

(1)当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」と
いいま
す。)が、故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。た
だし、
損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は、原則として本
項(1)
の責任を負いません。

ア 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、自由行動中の事
故、そ
の他当社の関与し得ない事由、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更又は旅行中止。

イ 伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、詐欺等の犯罪行為、その他当社または当社
の手
配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたとき。

ウ 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など、又はこれらによって生じる旅行日程の変
更・目
的地滞在期間の短縮又は旅行の中止。

(3)手荷物について生じた本項(1)の損害については、本項(1)の定めにかかわらず、損害発生の翌日から
起算
して国内旅行にあつては、14日以内に、海外旅行にあつては、21日以内に当社に対して通知があったと
きに
限り、お客様お一人につき、15万円を限度(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きま
す。)と
して賠償します。

15. 特別補償

(1)当社は、第14項(1)の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、約款の別紙「特別補償規
程」の

定めるところにより、当社が企画・実施する受注型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって生
命、身

体に損害を被ったときは、お客様又はその法定相続人に死亡補償金として国内旅行にあつては、1,500
万円、海外旅行にあつては、2,500万円、後遺障害補償金として、死亡補償金に一定の割合を乗じた
額、入院見

舞金として入院日数により国内旅行にあつては、2万円から20万円、海外旅行にあつては、4万円から40
万円

および通院見舞金として通院日数により国内旅行にあつては、1万円から5万円、海外旅行にあつては、2
万円

から10万円を支払います。また、偶然な事故によりその所有の身の回り品に損害を被ったときは、警察署
の事故証明書等当社の要求する書類の提出があれば、約款の別紙「特別補償規程」により携行品損害補
償金を旅行者一名につき15万円を限度として支払います。ただし、補償対象品の1個又は1対については、
10万円を限度とし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みフィルム、磁気テープ、磁気ディスク、
CD-ROM、光ディスク等情報機器(コンピューターおよびその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行な
える記録媒体に記録された情報、その他約款の「特別補償規程」第16条2項に定める品目については補
償しません。

(2)前(1)の損害については、当社が第14項(1)の規程に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支
払う
べき前(1)の補償金は当該損害賠償金とみなします。

(3)前(2)に規程する場合において、前(1)の規程に基づく当社の補償金支払い義務は、当社が第14項の
規程

に基づいて支払うべき損害賠償金(前(2)の規程により損害賠償金とみなされる補償金を含む)に相当する
額だ
け減額します。

(4)お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病のほか、受注
型企
画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量
動力

機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、ヘリコプ
ター

スキー、氷河スキーその他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は、本項(1)
の補
償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が受注型企画旅行日程に含まれているときは、この

限りで
はありません。

(5)当社の受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募
集型
企画旅行については、主たる旅行契約の一部として取扱います。

(6)日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日(これ
を当
社では「無手配日」といいます)については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ
旨

を明示した場合にかぎり、受注型企画旅行参加中とはいたしません。

16. 旅程保証

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の①、②及び③に規定する変更を除

き、旅行代金に次表右欄に掲げる率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について、当社に第14項(1)の規程に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は、変更補償金を支払いません。ただし、運送・宿泊機関等が当該サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足から発

生したことによる変更の場合は、変更補償金を支払います。

悪天候を含む天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、欠航・不通・休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス

提供の中止、遅延・運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供、お客様の生

命又は身体の安全確保のため必要な措置による変更。

②第9項から第11項の規定に基づき受注型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

③契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2)本項(1)の規程にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に

15%を乗じて得た額を上限とします。また、お客様1名に対して1旅行契約につき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替えて同等価値以上の物品又は旅

行サービスの提供により補償を行うことがあります。

(4)当社が本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第14項の規定に

基づく責任が発生することが明らかになった場合には、当社は支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還す

べき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

変更補償金

代金 当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝ 1件につき下記の率×お支払対象	
	旅行開始日の前日	旅行開始日
以降 通知 合	までにお客様に 通知した場合	にお客様に した場
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金 のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が	1.0%	2.0%

契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に
限ります。)

④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した日本国内の旅行開始地たる空港又は 旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した日本国内と外国との間における直行便 の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観 又はその他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
<p>注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。 注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の 記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更 につき一件として取り扱います。 注3 第③号又は第④号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、 一泊につき一件として取り扱います。 注4 第④号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を 伴う場合には適用しません。</p>		

17. お客様の責任

(1)お客様の故意または過失によって当社が損害を被った場合は、当社は、お客様から損害の賠償を申し受

けます。

(2)お客様は当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行契約の内容につ

いて理解するように努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に、契約書面について記載された旅行サービスについて、記載された旅行サー

ビス
内容と実際に提供される旅行サービス内容が異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当

社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

18. 旅券・査証について

お客様が当社に構成者の名簿を提出される場合は、パスポートに記載されているとおりのローマ字でお

書きく
ださい。お客様の氏名が誤って記入された場合には、航空券の発行替えのほか、宿泊機関への連絡が必要とな

ります。そのため変更手数料が発生する場合や、運送・宿泊機関により氏名の訂正が認められ
ず、契約を

解除される場合もあります。この場合、当社所定の変更手数料金・取消料金をいただきます。

また、当社は所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部代行を行います。この場合、当社
はお

客様ご自身に起因する事由により旅券、査証等の手続きができなくてもその責任は負いません。

19. 危険情報・衛生情報

(1)渡航先(国又は地域)によっては「外務省海外危険情報」など、国・地域の渡航に関する情報が出されてい
る場合があります。お申込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、「外務省
海外安全ホームページ <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。でもご確認ください。
(2)渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染情報ホームページ: <http://www.forth.go.jp/>」で
ご確認ください。

20. その他

(1)旅行中に事故等が生じた場合は、直ちに最終旅程表でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅
行中にお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められるときは、必要な措置を講ずる事
が
あります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費
用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わ
なければなりません。
(2)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員・現地係員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客
様の
怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による所持品紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行
動手
配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
(3)お客様の便宜を図るためにお土産店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客様の
責任
で購入していただきます。
(4)安心してご旅行いただくため、お客様ご自身で旅行傷害保険をかけられることをおすすめします。
(5)なお、契約条件について、お客様の依頼があれば、総合旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行
いま
す。

21. 個人情報の取扱いについて

(1)当社は、旅行お申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連
絡の
ために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供す
るサ
ービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社らは①当社及
び当
社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 ②旅行参加後のご意見やご感想の提供の
お願
い ③アンケートのお願い ④特典サービスの提供 ⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させ
てい
ただくことがあります。
(2)当社は当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどの
お客
様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同した
利用さ
せていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入

いた
だいた商品の発送のためにこれを利用させていただくことがあります。
当社グループ企業の名称等については、弊社ホームページ(<http://www.travelnippon.co.jp>)をご参照くだ
さい。
(3)当社は、旅行先でお客様の便宜を図るため、当社の保有するお客様の個人データをお土産店に提供
する
ことがあります。この場合は、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名などに係わる個人
デー
タを、あらかじめ電子的方法などで送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人
デー
タ提供の停止を希望される場合は、当社に出発前までにお申出ください。